

皆野町テレワーク導入補助金申請要領

申請期間

令和3年9月1日（水） ～ 令和3年12月24日（金）

申請・問い合わせ窓口

皆野町役場産業観光課

商工観光担当

☎0494-62-1462

1 趣旨

町内事業者のテレワーク導入を推進するため、P C、タブレット端末等のI T機器導入費用やソフトウェア導入費用の一部を補助するものです。

2 補助金の額

補助率 4分の3（1,000円未満の端数は切り捨て）

上限額 一事業者につき30万円

3 対象となる経費

対象期間 令和3年4月以降に導入するもの。

対象経費 町内事業所でテレワークを導入するため必要な経費であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

- ① P C、タブレット端末等のI T機器導入費用
- ② ソフトウェア導入費用
- ③ インターネット環境の整備費用

4 補助対象者の要件

補助金の交付を受ける為には、次の要件全てに該当する必要があります。

- ①町内に店舗、工場又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人であること。
- ②町税の滞納がないこと。

- ③皆野町暴力団排除条例（平成24年皆野町条例第12号）第2条に規定する暴力団員等又はその関係者でないこと。

5 補助金の申請

補助金の交付を申請する場合は、次の書類を提出してください。

- ①皆野町テレワーク導入補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③対象経費の積算根拠が分かるもの（見積書、カタログ等）
- ④直近の確定申告書の写し

※ 申請はテレワーク機器導入前の事前申請を原則としています。

※ 但し、令和3年4月以降に導入したことが確認できる場合は、既に導入した機器等に対する事後申請も可能です。

6 実績報告

対象機器を設置し支払いが完了した場合は、次の書類を提出してください。

- ①皆野町テレワーク導入補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）
- ②対象機器の導入状況が分かる写真
- ③対象経費の支払いを証する書類の写し（領収書等）

7 不交付の要件

次の事項に該当する方に対しては、補助金を交付することができません。

- ①国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織若しくは団体

8 交付の取消し

補助金の交付決定を受けた方が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は不交付の要件に該当するときは、決定を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部を返還していただく場合があります。

様式第 1 号(第 6 条関係)

皆野町テレワーク導入補助金交付申請書

年 月 日

皆野町長 様

(法人は本店、個人事業主は住民登録の住所を記載)

申請者 住所(所在)

氏名(名称)

印

電話番号

皆野町テレワーク導入購入費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

導入事業所	所在地 名 称 (業種)
PC、タブレット 端末等	名 称 (型番) メーカー
テレワークに必要な ソフトウェア	名 称 メーカー
インターネット回 線の整備費	内 容 業 者
補助対象経費	_____ 円
補助金交付申請額	_____ 円 (補助対象経費に 4 分の 3 を乗じ 1,000 円未満を切り捨てた額)
事業完了(予定)	導入(予定)日 令和 年 月 日 支払(予定)日 令和 年 月 日

様式第2号(第6条関係)

皆野町長 様

誓約書兼同意書

年 月 日

(法人は本店、個人事業主は住民登録の住所を記載)

申請者 住所(所在)

氏名(名称) 印

電話番号

皆野町テレワーク導入補助金を申請するにあたり、下記のとおり誓約します。
また、皆野町税の納税状況について、収税担当課に照会することに同意します。

記

- 1 皆野町テレワーク導入補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定による、交付対象者の要件をすべて満たしています。
- 2 交付要綱第3条の規定による、不交付要件には該当しません。
- 3 申請書の記載事項、添付書類等に虚偽その他の不正な内容はありません。
- 4 町が必要と認めるときは、立入検査等の調査に応じます。
- 5 町税に滞納はありません。また、町が申請者に関わる税情報を閲覧することに同意します。
- 6 申請の過誤等により返還の命令があった場合、補助金の返還に応じます。

税務課確認欄	
--------	--